

## 第4章

# 2020年度までの環境施策の方向

前章で示した目標の実現に向けては、本県の特徴や地域特性に応じた、総合的な施策展開を図っていくことが必要である。

本章では、「3つのあいち」について、それぞれの目指す地域の姿を具体的に示しつつ、前章で示した環境施策展開の考え方を踏まえた上で、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向性を示す。

## 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて

- 県内に立地する工場や事業場において、原料の調達から製造、廃棄物の処理に至るまでのあらゆる工程で、環境に配慮した取組が積極的に実施され、環境への負荷が低減された地域を目指します。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、製造業だけに限らず、あらゆる事業活動に伴って生じる温室効果ガスの排出が抑制された地域を目指します。  
また、経済と社会のグリーン化を通じて、新たな環境産業の創出を促進するなど、環境配慮型の経済活動と地域の発展が両立された地域を目指します。
- 豊かな自然と大都市圏とが共存している本県の特性を踏まえ、開発による自然への影響を低減し自然の保全・再生を促す仕組みを導入することや、生物多様性に配慮した事業活動を進めることにより、生物多様性の保全と開発や事業活動との調和が図られた地域を目指します。
- 日本を代表するモノづくり地域である本県の高い技術力を生かし、本県で開発・製造された製品が、国内外の環境負荷の低減に貢献できる地域を目指します。

## 【主な施策の方向】

### 安全・安心の確保に向けた取組分野

#### ◆事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減

事業活動は、資源やエネルギーの消費や廃棄物の排出など、環境に対して様々な負荷を与えており、省資源、省エネルギーの徹底など環境負荷の一層の低減が求められています。また、消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっています。

事業者が自ら積極的に環境に配慮した取組を進めるための仕組みである環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の環境負荷の低減のための率先活動を促していきます。

また、大企業に比べ資金や情報が不足している中小企業に対しては、資金面やノウハウ面での支援をしていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 自発的な環境配慮活動の促進(環境マネジメントシステム導入促進セミナーなどによる事業者の環境マネジメントシステムの導入支援 など)
- 工場・事業場の公害防止対策の支援(環境負荷の低減に資する公害防除施設に対する融資など)
- 環境影響評価制度の推進(環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用、国の動向を踏まえた戦略的環境影響評価制度の導入検討 など)

#### ◆化学物質の自主的な管理

化学物質は、我々の生活に不可欠であります。取り扱いを誤ると人体や環境に悪影響を及ぼす有害な物質として作用するおそれがあるものもあります。とりわけ、本県は、我が国を代表するモノづくりの集積地であることから、化学物質の取扱量も多くなっています。

このため、事業者が化学物質を適正に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスク（人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性）を持つ化学物質の排出削減や、リスクコミュニケーションに向けた取組を進めるよう、指導・支援していきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進（化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）の的確な運用、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例による化学物質の自主管理の指導 など）
- 事業者による周辺住民との自主的なリスクコミュニケーションの取組の促進

など

## 社会の低炭素化に向けた取組分野

### ◆事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制

本県の商業ビルや大型商業施設など、業務部門からの温室効果ガス排出量は、基準年度比で11.8%増加（平成22年度）と、大幅に増えていることから、省エネ型の空調や照明、OA機器の導入などによる、エネルギー消費量の改善が急務となっています。

一方、産業部門から排出される温室効果ガスは、基準年度比で10.1%減少（平成22年度）していますが、本県における活発な産業活動を反映して、本県における温室効果ガスの総排出量の約半分を占めていることから、今後も引き続き、生産工程の改善などにより、一層のエネルギー使用の効率化を推進する必要があります。

このため、事業者による自主的・積極的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進することにより、事業活動に伴う温室効果ガス排出量や排出原単位の低減を図っていきます。

また、中小企業に対しては、資金面のみならず、省エネを推進するための技術情報の提供や技術的支援を行い、エネルギーの利用効率を高めることで、産業の競争力も高めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 事業者による自主的な排出削減取組の促進（地球温暖化対策計画書制度やCO<sub>2</sub>排出削減マニフェスト制度の活用 など）
- 中小企業の排出削減取組に対する支援（金融機関と連携した省エネ設備や再生可能エネルギー利用設備の導入資金への支援、省エネ対策や地球温暖化対策に係る情報の提供や技術的支援の実施 など）
- 業務用建築物の環境負荷の低減（公共施設の省エネ化の推進、CASBEE あいちの活用による環境性能の優れた建築物の建設促進 など）
- 「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づく省エネなどの率先行動

など

#### ◆社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出

世界全体が低炭素化へ進む中で、いち早く低炭素型製品を供給し、世界全体の低炭素化に貢献していくことが、モノづくりの世界的な中枢圏域である本県の責務でもあります。

本県の事業者が有する先進的環境技術を生かし、快適な暮らしと低炭素社会の両立に貢献する、低炭素型製品の開発・供給を促進していきます。

また、蓄電池や発電機、省エネルギー技術など、エネルギー関連企業をこの地域へ誘致し、地域経済の活性化を図っていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

■環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援（「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」における企業による新エネルギーの実証実験、「知の拠点あいち」における産学行政共同研究の推進による画期的な低環境負荷型加工技術の開発、実証実験・研究開発に対する補助 など）

■先進的なエネルギー関連企業の誘致（企業立地に対する補助 など）

など

## 自然との共生に向けた取組分野

### ◆生物多様性の保全と開発・事業活動との調和

本県では、これまで、独自に創設した「大規模行為届出制度」によって、1haを超える開発について一定割合以上の緑地の確保を進めてきました。また、環境影響評価制度は、自然の保全に一定の効果をあげてきました。

今後は、産業活動を抑制せずに生物多様性を保全するため、緑地面積の確保に限定せず、生物の生息生育空間としての質を確保する仕組みや、開発敷地内だけでなく開発敷地外の自然の保全・再生を促す仕組みの導入を進めていきます。

また、製品の生産などの企業活動において、「生物多様性の保全と持続可能な利用」についての認識を高め、経済活動との調和を図りながら積極的な取組を促進していきます。農林水産業においても、生物多様性の保全に配慮した経営を促進していきます。

### ⇒ 県の主な施策・取組

- 土地利用の転換や開発などにおいて、開発における自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償することにより、開発区域のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」の導入（開発にあたって失われる自然や保全・再生する自然を簡易な方法で定量化する手法の導入、緑地の生物の生息生育空間としての質の確保や、区域外での代償ミティゲーションの促進に向けた、大規模行為届出制度の運用見直し検討 など）
- 環境影響評価制度の推進（環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用、国の動向を踏まえた戦略的環境影響評価制度の導入検討 など）
- 環境保全型農業の促進（環境負荷の軽減に配慮して農業に取り組むエコファーマーの育成、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥の推進 など）
- 多様な森林づくりの推進（地域森林計画等に基づく適切な森林整備、あいち森と緑づくり事業による人工林の間伐や里山林の整備、「あいち木づかいプラン」に基づく県産木材の利用促進 など）
- 水産資源の適切な管理による持続的な利用（水産資源の保護や漁場の合理的な利用の推進、種苗の育成・放流による資源の増大 など）

など

## 資源循環に向けた取組分野

### ◆廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、資源循環型社会を形成することは、天然資源の消費の抑制や環境への負荷の低減につながります。

資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹に関わる問題ですが、とりわけ本県では活発な経済活動が営まれており、企業の事業活動等による資源投入量も多いことから、一層積極的に取り組むことが必要です。

環境と経済が好循環するモノづくり地域としてさらなる発展を図るため、本県で盛んなモノづくり、いわゆる「動脈産業」のみならず、廃棄物または資源の回収やリサイクル等の産業、いわゆる「静脈産業」である循環ビジネスの一層の活性化を促していきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 循環ビジネスの発掘・創出のための支援（「あいち資源循環推進センター」や「循環ビジネス創出会議」による循環ビジネスの発掘・創出のための情報提供や事業化相談、「あいち環境塾」による人材育成 など）
- 循環ビジネスの事業化のための支援（産業廃棄物税を活用した施設整備や事業化検討に要する経費の補助、循環ビジネスに関する情報の収集・発信 など）
- 円滑な事業継続のための支援（先駆的で効果的な環境技術や事業などを表彰する「愛知環境賞」の実施、企業展示会の場を活用した事業や技術のPR、リサイクル製品の認証制度の創設 など）
- 「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」による県が発注する公共事業におけるリサイクル資材の率先利用

など

### ◆事業活動に伴う廃棄物の削減

製造工程の見直しなどにより、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制することは、生産効率を高め、企業競争力の強化につながります。

事業活動により発生した廃棄物のリサイクルについては、引き続き推進するとともに、取り組みが遅れている廃棄物の発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）について重点的に取組を促進していきます。

また、生産者は、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、製品の省資源化・長寿命化等により廃棄物の発生を抑制し、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）の取組を進めていくことが必要です。



⇒ 県の主な施策・取組

- 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導
- 産業廃棄物税による産業廃棄物の3Rの促進
- 廃棄物のリサイクルや排出抑制などを進める先導的で効果的な事業に対する補助
- 再生資源の活用審査制度による再生資源の適正な活用の促進
- 事業者が行う3Rの取組の相談及び先進取組事例の紹介
- 「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づくごみの排出量削減などの率先行動、「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づく環境物品等の優先的な調達

など

## 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて

- 大気環境や水環境などについて一層の改善を図り、公害のない快適な生活空間を確保するとともに、事故や災害時における体制を整備するなど、県民の生活環境における安全の確保を目指します。  
また、環境情報が迅速かつ適切に把握され、発信されることにより、県民が安心して暮らせる地域を目指します。
- 省エネルギーと創エネルギーの取組を地域全体で進め、温室効果ガスの排出が大幅に削減された地域を目指します。とりわけ、創エネルギーの分野では、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を進め、災害時にも対応できる地産地消の分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
- 本県は、大都市圏でありながら、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれています。この本県の自然を保全・再生することで、緑地・水辺の減少や希少野生生物の減少による生物多様性損失の危機から脱し、暮らしの中で自然の豊かさと安らぎを感じられる地域を目指します。
- 廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を一層推進することにより天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の適正処理を進め、県土の全体においてごみのない良好な環境が保たれた地域を目指します。

## 【主な施策の方向】

### 安全・安心の確保に向けた取組分野

#### ◆健康で安全な暮らしができる環境の確保

環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であり、「持続可能な社会」を支える基盤となるものであることから、最優先に取り組むことが必要です。

大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の各種法令の適切な運用や条例等による本県独自の規制、各種計画による総合的な施策の推進など、大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、悪臭等の環境保全及び改善対策を、今後も着実に推進していきます。

また、環境測定データの改ざんなど、工場等における不適正事案が見られることから、行政による工場・事業場への立入検査の体制の強化、充実を図っていきます。

主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁など、地域的な環境課題が依然として残されていることから、これらに対しては、地域の実情に応じた一層の改善対策を講じていきます。

さらに、本県が長年の公害対応によって蓄積してきた豊富な経験や知見を、アジアを始めとする発展途上国の環境改善・未然防止に役立てていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

##### 【大気環境の保全】

- 規制・指導の実施（大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（以下本頁において「条例」という。）に基づくばい煙、粉じんに関する工場・事業場への規制・指導 など）
- アスベスト対策の推進（大気汚染防止法に基づく工場・事業場や解体工事現場等に対する規制・指導 など）

##### 【騒音・振動及び悪臭対策の推進】

- 騒音規制法、振動規制法及び条例に基づく工場・事業場、近隣騒音等に対する市町村の規制・指導の支援
- 悪臭防止法に基づく市町村の物質濃度規制、臭気指数規制の支援

##### 【自動車環境対策の推進】

- 主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音の改善に向けた、総合的な自動車環境対策の推進（自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制、独自の要綱に基づく車種規制非適合車の使用抑制、次世代自動車等先進エコカーの導入促進、道路構造対策や沿道の環境改善対策の推進、環状道路・バイパスの整備やITSの活用等による交通流対策の推進 など）

##### 【水環境の保全】

- 規制・指導の実施（水質汚濁防止法に基づく排水に関する工場・事業場の規制・指導、水質総量削減計画に基づく水質総量規制 など）
- 生活排水対策の推進（全県域污水適正処理構想及び流域別下水道整備総合計画に基づく下水道等の整備、浄化槽の適正な維持管理の促進 など）

- 油ヶ淵の浄化対策の推進（「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づく総合的な浄化対策の推進 など）

#### 【地盤・土壌環境の保全】

- 地下水・土壌汚染対策の推進（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び条例に基づく土壌・地下水汚染の未然防止及び指導 など）
- 地盤沈下対策の推進（工業用水法及び条例に基づく地下水の揚水規制、代替水源への転換指導 など）

#### 【公害健康被害者の救済】

- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付及び公害保健福祉事業の実施

#### 【立入検査体制等】

- 市町村との連携による工場・事業場への効率的・効果的な立入指導の実施
- 県・市町村・事業者間で締結している公害防止協定の的確な運用

#### 【環境監視、情報提供】

- 大気、水質等の環境情報を的確に把握するための効率的・効果的な環境監視体制の整備
- 環境測定分析の拠点である県環境調査センターの測定・分析技術の向上
- 老朽化した環境調査センターの建替え
- 環境情報システムなどを活用した環境情報の適切な発信

など

### ◆非常時の環境汚染に対する体制の構築

工場・事業場における火災や爆発事故など、不測の事故に伴って発生する環境汚染について、行政と事業者が連携した体制づくりを平時から進めていきます。

特に、この地域では、東海・東南海・南海地震の発生が懸念されており、倒壊建物等の解体や工場・事業場の損壊等による大量のがれきの発生、有害物質の流出、粉じんの飛散など、被災による様々な環境汚染の発生が予想されることから、こうした危機に対応できる適切な体制づくりを、隣接県とも連携しながら進めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 工場・事業場における火災や事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し、関係機関等との連携・調整
- 災害により発生するがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正かつ迅速に処理するための「災害廃棄物処理計画」の策定、がれき、し尿等の運搬、処理や環境測定分析に関する関係団体との協力体制の確立
- 事故や災害時における迅速かつ適切な環境情報の提供体制の構築

など

## 社会の低炭素化に向けた取組分野

### ◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消

温室効果ガスの排出量を削減するには、省エネルギーの取組だけではなく、再生可能エネルギーを活用した「創エネルギー」を進め、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。本県は、全国的に見ても日照時間が長く太陽エネルギーに恵まれています。また、農業用水の延長が全国第3位、農地面積に占める水路密度が全国第1位と、農業用水を利用した小水力発電のポテンシャルが高いことも、この地域の特徴です。この地域特性を生かして、県内全域での再生可能エネルギーの普及を進めていきます。

また、日常生活に必要なエネルギーを、地域で産出される再生可能エネルギーで賄う「エネルギーの地産地消」を進め、多様なエネルギー源が整備されることによって、災害時においても安定的にエネルギーが確保できる、安全・安心な地域づくりを進めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 太陽光発電施設の導入促進（大規模太陽光発電施設の立地促進に向けた取組、公共施設への太陽光発電施設等の率先導入 など）
- 住宅や事業場への太陽熱利用施設の普及促進
- 農業用水を利用した小水力発電の導入促進
- 再生可能エネルギーを安定的に利用するための蓄電池の導入促進
- 下水汚泥や生ゴミなどの廃棄物、間伐材などの未利用バイオマスの利用拡大に向けた取組の推進（下水汚泥や生ごみを利用した電気・熱エネルギーの回収 など）
- 再生可能エネルギーの導入など環境配慮を重視した環境調査センターの建替え

など

### ◆環境と自動車利用の調和した社会の実現

本県における温室効果ガス排出量のうち、自動車などの運輸部門の割合は全体の約2割を占めており、平成12年度をピークに減少に転じているものの、近年は横ばい傾向となっています。このうち、自動車からの排出量は約9割に達しており、自動車からの温室効果ガス排出量の削減は、本県の課題の一つとなっています。

一方で、自動車の利用は、現在の私たちの生活において欠くことのできないものです。自動車利用が安全で快適な暮らしを支える、環境と自動車利用が調和した社会づくりを進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 次世代自動車等先進エコカーの導入促進（次世代自動車等先進エコカー導入に対する助成・優遇措置、公用車への率先導入 など）
- 次世代自動車の燃料供給施設等のインフラ整備の促進（充電インフラや水素ステーションなどの整備に向けた官民の連携による推進体制の構築 など）
- エコドライブの普及促進（自動車運転免許取得・更新時におけるエコドライブ教育 など）
- 環境負荷の少ない地域交通ネットワークの構築（鉄道・バス路線の維持等、パーク・アンド・ライド、カーシェアリングの普及促進 など）

など

◆環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり

社会全体の温室効果ガスを削減するためには、基盤となるまちづくりを通して都市構造を変えていく必要があります。

地球温暖化を防止するとともに、誰もが暮らしやすく、持続可能な都市と地域の実現に向け、市町村等とも連携し、秩序ある土地利用を進めながら、駅周辺などに日常生活を支える都市機能を集約化させるとともに、公共交通の維持・充実や緑地の確保などを進めていきます。

また、都市緑化の取組などを通して、ヒートアイランドの緩和を進めていきます。

⇒ 県の主な施策・取組

- 都市計画区域マスタープラン等に基づく集約型まちづくりの促進
- 生態系に配慮した都市の緑化や被覆改善の取組推進（都市公園・道路・河川等の公共施設の緑化、あいち森と緑づくり事業による都市緑化の取組の推進 など）
- 商業ビル等の電源・熱源の地域内ネットワーク化によるスマート・コミュニティの形成促進
- 市街地における自転車利用の拡大（サイクル・アンド・ライドや電動自転車によるレンタルサイクルなどの導入検討、駅周辺における駐輪場の整備促進 など）

など

## 自然との共生に向けた取組分野

### ◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全

本県には、奥山、里地里山、田園、都市、河川・池沼、沿岸・里海といった多様な環境があり、それぞれの環境をすみかとする多様な生物が生息生育しています。一方、本県はモノづくりや農林水産業の盛んな地域であること、また、活発な経済活動を背景に都市域が拡大したことなどにより、生物の生息生育空間が失われ、残された地域も分断、孤立するなど本県の生物多様性は危機的な状況にあります。

本県の生物多様性を保全するには、この分断された自然をつなぎあわせ、生態系ネットワークを形成することが重要です。そのため、優れた生態系を有する生物生息地の保全や、里山や湿地・湿原など様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生に取り組み、生態系ネットワークの形成を進めていきます。

また、絶滅のおそれのある野生生物の保護・管理も、生物多様性の保全において欠くことのできない取組であり、鳥獣害対策などとあわせて隣接県とも連携しながら、適切に対応していきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 優れた生態系を有する生物生息地の保全（自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、本項において「条例」という。）に基づく自然環境保全地域の指定、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定、国定公園及び県立自然公園の適切な管理 など）
- 自然豊かな場所だけでなく都市内やその近郊など、様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生・創出（あいち森と緑づくり事業の推進、多自然川づくりの推進、ため池の整備・保全・利活用 など）
- 生態系ネットワークの形成推進（地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組推進 など）
- 野生生物の適正な保護管理（条例に基づく指定による希少野生生物の保護、外来種対策、農作物・生活などに被害を及ぼす有害鳥獣害対策の実施 など）
- 希少野生生物の継続的なモニタリング（レッドデータブックあいちの定期的な見直し など）

など

#### ◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生

伊勢湾・三河湾は、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」であり、全国有数の優れた漁場として水産業を支え、観光やレクリエーションの場として親しまれ、私たちの生活に密着したものでした。

現在においても、私たちに海の恵みをもたらしてくれているものの、戦後の経済発展に伴い、埋め立て等により干潟・浅場・藻場の多くが失われ、陸域から流入する汚濁負荷の増大も相まって、水質汚濁や富栄養化、赤潮や苦潮の発生など環境の悪化が生じています。

このため、NPO、事業者、行政等の関係者が連携した取組を実行することで、様々な海の恵みをもたらしてくれる「里海」を保全・再生していきます。

また、上流域や沿岸で隣接する県との連携を深め、効果的に取組を進めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 海域の環境改善策の推進（干潟・浅場の造成や覆砂、アマモ等の植栽などによる藻場の再生 など）
- 適切な流入負荷対策の推進（水質総量規制などによる発生負荷対策、下水道等の整備促進 など）
- 県民、NPO、企業等が一体となり、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を醸成する「三河湾環境再生プロジェクト」の推進

など



## 資源循環に向けた取組分野

### ◆廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制の整備

安全で安心できる生活を送るためには、私たちの日々の暮らしの中で発生するごみや企業などの事業活動に伴って発生する廃棄物が適正に処理され、まちのなかだけでなく県土全体の環境が、良好な状態で保全されることが求められています。

このため、地域環境に配慮した、適正な廃棄物の処理と3Rの促進に向けた体制の整備を進めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組の支援
- 一般廃棄物処理施設の広域化の促進
- 中長期を見据えた広域的な最終処分場の確保に向けた検討
- 海岸漂着物対策の推進

など

### ◆廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止

廃棄物の量は概ね横ばいで推移しているものの、依然として大量であり、質的にも多様化している状況の中で、不法投棄や過剰保管などの不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

廃棄物の不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮した廃棄物の処理を確保するため、法や条例等の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりを進めていきます。

#### ⇒ 県の主な施策・取組

- 排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底
- 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用による、産業廃棄物処理業者の優良化の促進
- 不適正処理の未然防止に向けた監視・指導の強化
- 市町村や警察、関係団体など、関係機関と連携した取組の強化
- PCB廃棄物の適正処理の推進

など

### 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて

- 今日の環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会活動と深く関係しており、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決することはありません。県民みんなが、地域の河川などの身近な環境について関心を持ち、その保全に向けて取り組む地域を目指します。
- 温室効果ガスの排出が低減された低炭素型の社会を実現するため、県民みんなが温室効果ガスを減らすことを心がけ、日々の生活の中で率先的に省エネルギー行動などに取り組む地域を目指します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、日常生活や社会経済活動に、「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考えとして組み込まれることが必要です。その実現に向けて、県民みんなが生物多様性の価値（自然の恵み）を理解し、その保全に向けて行動する地域を目指します。
- 廃棄物の発生が抑制され、資源が適切に循環する社会を実現するため、県民みんなが、身の回りの物を長く大切に使用するといった心がけを持ち、ごみの発生の少ない商品の購入といった行動に自発的・率先的に取り組む地域を目指します。